

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

## 対象となる方・受付期間

- 出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 保険税の軽減対象期間

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月相当分が軽減されます。



※単胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の1ヶ月前から4ヶ月相当分が軽減されます。  
多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

■ …対象期間

## 届出に必要な書類

- ① 「産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書」
- ② 母子健康手帳の写し
- ③ マイナンバーカード

## 届出先

真庭市役所 総務部 税務課 住民税係（TEL0867-42-1114）または各振興局地域振興課